

1. ついに「改正労働基準法」が可決・成立！

平成 19 年3月の閣議決定を経て長らく国会審議入りしていた「改正労働基準法案」が、ようやく成立しました。施行は平成 22 年4月とまだ先ですが、大きな柱が2本ある本改正は、今後の労務管理実務に大きな影響を与えるものです。

改正内容1:「月の時間外労働が一定時間を超えた場合の賃金割増率のアップ」

月の時間外労働(いわゆる残業時間)が

45 時間を超え 60 時間までの場合: 2割5分以上で労使協定で定める率(努力義務)

60 時間を超えた場合: 5割増



改正内容2:「労使協定締結による5日以内の時間単位での年次有給休暇制度の創設」

労使協定で「時間単位で有給休暇を与える労働者の範囲」、「時間を単位として与えることができる有給休暇の日数(5日以内)」などを定めることにより、従来よりも細かい単位で有給休暇を取得できるとする内容です。

時間単位で細かく取得できるようにすることにより、近年落ち込んでいる有給休暇取得率アップにつなげることが、本改正の目的です。

施行日と中小企業への猶予

改正法の施行日は「平成 22 年4月1日」と定められており、企業においては就業規則の整備や労使協定の締結などの対応が必要となりますが、中小企業には月60時間超の割増率の適用は当面猶予し、施行から3年後に再検討するとのことです。ただ、仕事は本来時間内に終わらせるべきもの。いつもいつも残業しないと終わらないという仕事は、どこかに問題があるかもしれません。時間外労働の削減は労働者のみならず会社にとっても良いことです。一度見直して見るのもよいかもしれません。

2. 30歳代後半のフリーター支援策が本格運用～H20.12からの助成金制度創設・拡充～

厚生労働省が検討していた30歳代後半のフリーター支援策が12月から動き出します。

試験雇用していた企業に補助金を支給するほか、企業が試験雇用後に正社員として雇えば奨励金を支給します。これまで30歳代前半までの支援策から、新たに30歳代後半のフリーター支援が注目されています。

試験雇用で補助金を支給

具体的には、30歳代後半のフリーターを試験的に雇用した場合に企業に対して月額4万円を3カ月間支給します。その後、雇い入れた30歳代後半のフリーターを正社員にすれば大企業向けに30万円を、早期離職者が多い中小企業向けには15万円上乗せし45万円を奨励金として支給します(ただし、専門知識やスキルを要する職務に未経験の者を採用し、会社で指導育成を実施していくことが必須です)。

厳しさを続ける雇用状況

経験を積まずに長い間フリーターを続けていると、書類段階で見限られ、採用面接までたどりつけない就職活動の厳しさを指摘する声もあります。さらに、昨今の景気悪化により、非正規社員である派遣社員や契約社員の早期での雇用打ち止めや雇用契約解消、新卒内定者の取り消し、さらには大企業でのリストラの動きも始まっています。それらの雇用状況の悪化の動きを見ても、30歳代フリーターらの正規社員への道は、さらに険しくなる恐れがあるかもしれません。景気悪化で雇用状況が思わしくない今、政府の効果的な雇用政策への取組みが、早急に求められるでしょう。

編集後記

先日、今テレビで話題の田中義剛さんの花畑牧場の生キャラメルをゲットしました。インターネットでだと発売開始2分で売り切れるのでパソコンの前に張り付きました。45分間ひたすら手作業で煮詰めて作るという大変手の込んだもの。お味のほどは「あま～くて、とろける、とろける～」。口の中であっという間に溶けてなくなります。キャラメルとしてはかなり高額ですので早く溶けすぎてもったいない気持ちもしましたが、至福の時を楽しめました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-31-7-201
TEL:0422-27-7774
FAX:0422-27-7775
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com